

令和5年(ウ)第38号 面会妨害禁止等仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件(原審・広島地方裁判所福山支部令和4年(ヨ)第7号)

決 定

広島県

抗 告 人 石 井

同所

抗 告 人 石 井 靖 子

広島県福山市若松町10番5号 法友会館3階

抗告人兼上記兩名代理人弁護士

森 脇 淳 一

神戸市中央区栄町通四丁目1番11号 エタニティ栄町ビル301号 みなと元町法律事務所

相 手 方 松 本 隆 行

兵庫県洲本市中川原町中川原字東山28番地1

相 手 方 社会福祉法人

ひょうご聴覚障害者福祉事業協会

同 代 表 者 理 事 長 大 矢 暹

同 代 理 人 弁 護 士 小 牧 英 夫

同 野 田 倫 子

同 田 崎 俊 彦

主 文

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

(略称については、特記しない限り、原決定の例による。また、書証の符合として「疎甲」とあるものも「甲」と表記する。)

第1 抗告の趣旨

別紙「即時抗告申立書の訂正書」第1項記載のとおりである。

第2 事案の概要

- 1 本件は、本件後見開始審判を受けて本件施設に入所している他久美の親族である原審債権者里枝、抗告人 [] 及び同靖子（以下、上記3名を併せて「抗告人親族ら」という。）並びに同人らから委任を受けた弁護士である抗告人森脇が、同人らと他久美が面会すること及び他久美が本件施設から退所することを、本件施設を管理運営している相手方法人及び他久美の成年後見人である相手方松本が妨害しているなどと主張して、本件施設の管理運営者である相手方法人及び他久美の成年後見人である相手方松本に対し、抗告人親族らについては人格権、抗告人森脇については弁護士として事案調査を行うことのできる地位に基づく妨害排除請求として、抗告人らが他久美と面会をすること及び抗告人らが他久美を本件施設から解放することの各妨害禁止を命じる仮処分命令を求める事案である。

原審は、抗告人親族ら及び抗告人森脇の申立てをいずれも却下したところ、抗告人卓蔵、同靖子（以下、抗告人 [] と併せて「抗告人 [] ら」という。）及び同森脇のみがこれを不服として抗告した。

- 2 前提事実及び当事者の主張の要旨は、後記第3の4のとおり抗告理由を摘示するほか、原決定「理由」第2の2及び3のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、抗告人らの本件申立ては、いずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

次のとおり補正するほか、原決定「理由」第3の1のとおりであるので、これを引用する。

(1) 11頁10行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(なお、抗告人らは、本件解約通知により他久美と相手方法人との間で締結された入所契約は解除されているから、同日、相手方法人関係者が他久美の退所を阻止したことは違法である旨主張する。しかし、本件解約通知をした伍郎が、入所契約の解除についてまで代理権限を与えられていたことの疎明はなく、上記主張は採用できない。この点、抗告人らは、入所について代理権限の授与がされているのであれば、退所(入所契約の解除)についても代理権限が当然に授与されていたと認めるべきである旨主張し争うけれども、入所と別異の事柄である退所についてまで当然に代理権が付与されていたことの疎明資料はなく、かかる主張によって上記判断は左右されない。)」

(2) 15頁17行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「同事件において、被拘束者である他久美の国選代理人として中村晃基弁護士が選任されていたところ、同弁護士は、要旨、他久美は、関係者全員在廷時には、拘束者に迎合しない真意を発言したと主張した。」

(3) 15頁24行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(抗告人らは、甲9、15などを提出して本件人身保護判決が誤判であるなどと主張する。しかし、抗告人ら提出に係る甲15によっても、他久美の認知機能及び判断能力の低下はいずれも中等度からやや重度というのであるから、かかる状況にあった他久美を本件施設から連れ出し福山市内で生活させた点で違法な拘束があったことに変わりはなく、誤判であったなどとはいえない。これに反する抗告人らの主張も採用できない。)」

(4) 16頁4行目の「訪れ、」の後に「相手方法人の特段の許諾を得たわけでもないのに、他久美がいたユニット部分に、連れ立った関係者共々入り込んで動画撮影をし、続いて他久美の居室部分に入り込んで」を加え、同行目の「他久美は、」の後に、「抗告人 らに、墓参りに行こうなどと告げられても大矢の許可がないからいけないなどと手話で応じ、更に」を加え、同頁

6行目の「甲8」の後に「、16」を加える。

(5) 16頁12行目の「いずれも手話で、」の後に「福山に戻ることに
問われ、しかめっ面で激しく腕で×の字を作って強く拒否する旨を示した上
で、「怒るから帰ってくれと言った。」、「そこ（決定注：福山のこと）は
ダメ。女（決定注：抗告人靖子の意）、怒る。もういい。…女（決定注：抗
告人靖子の意）をぼいして。僕はふくろうに来た。」、「僕、怒った顔し
て、警察が来て、戸を開けた。ふくろうに警察が来た。僕、ふくろうに
いる」と言った。」などと話し、」を加える。

(6) 17頁6行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「相手法人は、上記準備書面において、抗告人らと他久美との面会を原則
として許さないとする理由について、要旨、抗告人 ■■■■ らが、前記のとおり
他久美を違法に拘束した拘束者であるばかりか、本件人身保護判決により他
久美が本件施設に戻った後も本件人身保護判決に異を唱え、一方的に本件施
設に來訪して面会を要求し、連れ去り等の危険性が高いこと、他久美自身、
面会を望んでいないこと、抗告人 ■■■■ らの來訪により本件施設の管理にも支
障を生じること、他久美の成年後見人である相手方松本も相手方法人と同旨
の見解であることを指摘していた。」

3 判断

(1) 抗告人らは、本件施設で抗告人らが他久美と自由に面会することが認めら
れるべきである旨主張する。

しかしながら、本件施設は相手方法人が管理運営する施設であるから、相
手方法人は、法令の制限内において、施設管理権に基づき、誰を立ち入ら
せ、誰を立ち入らせないかを自由に決定する権限を有する。

そして、相手方法人のような介護老人福祉施設の設置者が、入居契約を締
結して入居した入居者と入居者の親族その他の者との面会に関して、入居者
の入居中の生活の質の向上を図ることその他の目的から、面会の準則を設け

るなどしてこれを許諾することはあり得るが、その場合であっても、入所契約上別異の定めがある場合でない限り、介護老人福祉施設の設置者は、施設の管理運営上、入居者との面会のために誰を立ち入らせ、誰を立ち入らせないかを決定する権限を有する。したがって、入居者又はその親族その他の者が、入所契約上別異の定めがある場合でもないのに、介護老人福祉施設の設置者の許諾を得ることなく上記施設へ立ち入り、入居者と自由な面会をすることを求めることは、面会を許さないことが設置者の権利の濫用であると認められるような特段の事情がある場合を除いては、許容されないというべきである。

(2) そこで、以上を踏まえて、被保全権利の存否について検討する。

ア 本件施設の設置管理者である相手方法人が入居者との面会の許否を決定することが法令に違反することの疎明はない。また、本件入居契約に係る入所契約書（乙15）を見ても、本件施設の設置管理者である相手方法人が入居者である他久美と他の者との面会の許否を決定することについて別異の定めが設けられているとは認められず、他にこの点を認めるに足りる疎明資料はない。

イ 抗告人 ■■■ らの被保全権利の存否について

(ア) 前記認定事実（補正後引用に係る原決定「理由」第3の1認定説示のもの。以下同じ。）(3)エによれば、相手方法人は、現在も、相手方卓蔵らと他久美との面会について、特段の事情がない限り、これを拒否するとの意向を示しているところ、相手方法人は、その理由として同所説示のとおり述べている。

(イ) そこで検討するに、前記認定事実(2)、(3)によれば、抗告人 ■■■ らは、本件施設を管理する相手方法人や他久美の成年後見人である相手方松本から特段の許諾や了承を得たわけではないのに、本件施設から他久美を連れ出し、福山市内に居住させたことがあった上、本件人身保護判

決が出て、同判決により違法な拘束者であるとされた後も、繰り返し他久美が居住する本件施設を訪れ、他久美との面会を要求し、中には、相手方法人の許諾もないのにユニット部分や居室部分に立ち入って動画を撮影するなどし、警察官が臨場する事態になったこともあり、その後、本件申立てにおいても、本件人身保護判決を誤判であるなどと主張し、争っているものである。

以上の諸点に照らせば、抗告人卓蔵らが今後も本件施設に許諾を得ずに、関係者共々立ち入って他久美に面会し、他久美を連れ去る危険性が高いと相手方法人が懸念するのも無理からぬものといわなければならず、また、相手方法人の職員において、上記のような態度をとる抗告人[]らが本件施設に来訪することに対応することを余儀なくされ、本件施設の管理運営に支障も生じるともいわなければならず、この点をいう相手方法人の上記理由は首肯できるものである。

(ウ) しかも、前記認定事実(2)、(3)によれば、他久美は、本件人身保護請求事件の本件準備調査手続において、一たび、本件施設には行かないと述べたことはあったものの、その後は一貫して本件施設での生活を望むとの意向を表明しているところであり、かかる意向は、抗告人らが無断で本件施設内部に立ち入って他久美に面会し、墓参りに行こうなどと誘っても変わることがなく、さらに、その後、本件取消事件において家庭裁判所調査官が親しく他久美に意向を尋ねても、それは変わらず、むしろ、抗告人[]らに対する強い拒否感さえ示しているものである。そして、その後、他久美がかかる意向を翻意したと認め得る疎明資料もない。

そうすると、他久美が抗告人[]ら及びその関係者である抗告人森脇との間で面会をすることは、現状、他久美の意向に沿わず、むしろ、上記面会を許諾することは、上記説示の点に照らせば、他久美の意向に反

するとすら認めることができるのであって、この点を面会拒否の理由としていう相手方法人の説明も首肯できるものである。

(エ) そして、他久美の意向を尊重し、身上の配慮をすべき立場において後見事務を担うべき相手方松本も、上記(イ)及び(ウ)の観点を踏まえ、相手方法人と同じく抗告人らと他久美の面会について拒否すべきとの意見を述べていたものである(認定事実(3))。

(オ) 以上に照らせば、相手方法人が、現状、相手方[]らと他久美との面会について前記(ア)の方針をもって臨むこととしたとしても、それはやむを得ないものといわなければならない、面会を許さないことが設置者の権利の濫用であると認められるような特段の事情があるなどとは到底認め難いというべきである。

(カ) したがって、抗告人[]らの相手方法人に対する面会妨害禁止に係る被保全権利は、仮に人格権に基づくものであったとしても、これを認めることはできない。また、前記説示の点に照らせば、他久美が現状転居を希望しているなどとは認め難く、抗告人[]らに、他久美の意思に反して他久美を転居させる権利利益など認められないというべきであるから、抗告人[]らの相手方法人に対する本件施設からの解放妨害禁止に係る被保全権利も認めることができない。

ウ) そして、上記説示の点に照らせば、抗告人[]らの相手方松本に対する被保全権利も認められないことは明らかである。

(3) 抗告人森脇の被保全権利について

抗告人森脇は、弁護士として事案調査を行うことのできる地位に基づき、妨害排除請求として、相手方らに対する面会妨害禁止・解放妨害禁止の仮処分を求める。

しかしながら、弁護士としての地位にあるからといって他者に妨害排除請求をすることのできる法的根拠はなく、主張自体失当である。

4 抗告理由について

(1)ア 抗告人らは、原審及び当審を通じ、本件連れ出し以降、福山在住時における他久美の様子（甲9、16）や、他久美が本件準備調査手続期日で関係者全員が退席している際に前記認定事実(2)イ(ア)のように述べていたこと等を指摘して、他久美の真意は、抗告人らとの面会を拒否するものでなく、本件施設で生活したくないとの思いを有しているものであるなどとして、抗告人らと他久美との面会が認められるべき旨主張する。

しかしながら、少なくとも、現時点において、他久美が抗告人らとの面会を拒否していると認められることは前記3(2)イ(ウ)のとおりであって、これに反し、他久美が、現状、抗告人らとの面会を拒否するものでなく、本件施設で生活したくないとの思いを有しているとの疎明はない。抗告人ら提出の書証（甲9、16）によっても、他久美が、現状、上記思いを有していることを裏付けるに足りない。

これに反する抗告人らの主張は採用できない。

イ 抗告人らは、上記アの主張に関連し、他久美が本件施設内で相手方法人の職員から暴行を受け、あるいは、適正体重を維持できるような食事を与えられてないなどの虐待が行われたなどと主張する。

しかし、前者については、他久美が、本件準備調査手続期日において、前記認定事実(2)イ(ア)③摘示の発言をしたことはあったものの、その裏付けはないばかりか、この点を措いても、平手打ちをしたという女性が相手方法人の職員であったのかは定かでなく、いずれにしても、抗告人ら主張のように相手方法人による虐待行為があったとは認めるに足りない。また、後者の点についても、確かに、疎明資料（甲11の1・2、甲12）及び審尋の全趣旨によれば、他久美が本件施設に初めて入所した当初には概ね48kg程度の体重があったところ、平成28年5月頃には、るい瘦と診断されて、その頃及び平成30年2月当時の体重が3

6 kg 程度となっていたことが認められる。もっとも、相手方は、これが相手方法人において殊更食事を与えない虐待行為を行ったことによって生じた事実を争うところ、上記経過が相手方法人の虐待行為によって生じたことの的確な裏付けはなく、かつまた、甲12によれば、その当時においても身体的には特段の支障を生じるまでには至っていなかったものであって、いずれにしても、原告人らの上記主張も採用することができない。

- (2) 原告人らは、成年後見人に成年被後見人の親族からの面会申出を拒絶する権限などないのであって、本件で相手方松本が述べた意見も権限外行為として無効であり、原告人らと他久美との自由な面会が認められるべき旨主張する。

しかし、成年後見人は、民法858条に基づき、入所契約の履行義務者である相手方法人が本件施設内で他久美の適正な処遇をしているか監視等をする責務を有するのであるから、その一環として本件施設内における他久美と原告人らとの面会の可否について相手方松本が意見を述べたとしても権限外のものということとはできず、まして、その意見を踏まえて、設置者である相手方法人が面会についての許否を決したからといって、当該措置が権利濫用にわたるものとして許されないことになるなどとはいえない。

これに反する原告人らの主張は採用できない。

- (3) 原告人らは、成年被後見人の入所している施設が、親族や第三者からの面会申出を拒否する権限はなく、本件においても、原告人らの自由な面会が認められるべき旨主張する。

しかし、相手方法人のような介護老人福祉施設における入居者との面会許否については前記3(1)のとおり解すべきであって、これと異なる原告人らの主張は採用できない。

この点、原告人らは、上記のように解すると、他久美が面会希望者と面会

する利益を一方的に奪うことになって他久美の幸福追求権を侵害するなどとも主張する。

しかし、本件においては、そもそも他久美自身も抗告人らとの面会について拒否する意思を示していたと認められることは前記3説示のとおりであって、面会を認めないとの措置が採られていたからといって、他久美の幸福追求権が侵害されるなどとはいえない。

これに反する抗告人らの主張も採用できない。

(4) 抗告人森脇は、弁護士法1条に照らせば、他久美の真意を確認すべく、抗告人森脇と他久美との面会等が認められるべきなどと主張して前記3(3)の判断を争うが、同条は、その指摘するような妨害排除請求権を生ずべき根拠規定であるなどとは到底認められず、その主張は独自の見解といわざるを得ず採用できない。

(5) 以上のほか、抗告人らは、抗告理由として種々主張するが、原審における主張と実質的に異ならないか、結論を左右するに足りる内容のものではなく、いずれも採用することはできない。

5 その他一件記録を検討しても、前記認定判断を左右するものはない。

第4 結論

以上の次第で、抗告人らの申立てを却下した原決定は相当であって、本件各抗告はいずれも理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

令和5年4月28日

広島高等裁判所第3部

裁判長裁判官 西 井 和 徒

裁判官 山口 格 之

裁判官 芝 本 昌 征

令和5年(㉜)第1001号 面会妨害禁止等仮処分抗告事件

抗告人 石井 []、石井靖子

相手方 成年被後見人北川他久美成年後見人松本隆行、社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会

即時抗告申立書の訂正書

令和5年2月21日

広島高等裁判所 御中

抗告人兼抗告人ら代理人弁護士 森 脇 淳 一



1 頭書事件について令和5年2月14日提出した即時抗告申立書の第2 即時抗告の趣旨を、次のとおり訂正する。

「第2 即時抗告の趣旨

1 原決定を取り消す。

2 相手方らは、抗告人石井 []、同石井靖子及び同森脇淳一が、申立外北川他久美と面会するとともに、同申立外人を、相手方社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会が運営する「特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷」から解放することを妨害してはならない。

3 申立費用は、第一審及び抗告審を通じて、相手方らの負担とする。」

2 上記申立書の別紙当事者目録中、相手方成年被後見人北川他久美成年後見人松本隆行の住所を次のとおり訂正する。

「〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-11 エタニティ栄町ビル301」

(以上)



受領確認済

これは謄本である。

令和5年4月28日

広島高等裁判所第3部

裁判所書記官 高村秀典

